

## 令和3年4月定例胎内市教育委員会会議録

- 1 開会年月日 令和3年4月21日（水） 午前10時
- 2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室
- 3 出席委員 教育長 中澤 毅  
委員 藤木 國裕  
委員 西濟 睦美  
委員 佐藤 康広
- 4 欠席委員 委員 加藤 直子
- 5 説明のため出席した者  
学校教育課長 佐久間 伸一  
生涯学習課長 佐藤 一孝  
管理指導主事 松原 利弘  
指導主事 山沢 正仁
- 6 事務局職員出席者  
学校教育課係長 須貝 彰  
学校教育課主任 川崎 大介
- 7 議事日程  
日程第1 開会宣言  
  
日程第2 会議録署名委員の指名  
  
日程第3 前回会議録の承認  
  
日程第4 教育長の報告  
  
日程第5 議事  
議第12号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について  
1 専決処分の承認を求めることについて  
専第2号 令和2年度胎内市一般会計補正予算（第19号）

## 2 令和3年度胎内市一般会計補正予算（第2号）

### 日程第6 報告

報告第13号 学区外就学・区域外就学の許可等について

報告第14号 共催・後援事業について

○令和3年度新潟県高等学校春季地区体育大会

令和3年度新潟県高等学校秋季地区体育大会

令和3年度新潟県高等学校定時制・通信制春季地区体育大会

令和3年度新潟県高等学校定時制・通信制秋季地区体育大会

第74回新潟県高等学校総合体育大会 兼 令和3年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会

第71回新潟県高等学校定時制・通信制総合体育大会 兼 令和

3年度北信越高等学校定時制・通信制総合体育大会新潟県予選会

○令和3年度下越地区公民館職員研修会

報告第15号 胎内市学校教育及び社会教育関係団体等に対する事業費補助金  
交付要綱の廃止について

報告第16号 胎内市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の制定について

報告第17号 R2～R4胎内市社会教育関係認定団体について

その他 社会福祉法人胎内市社会福祉協議会理事候補者の推薦について  
三市北蒲原郡教育委員会連合協議会定期総会・研修会について

## 8 審議の経過及び結果

---

### 日程第1 開会宣言

#### ○ 教育長

ただ今から、胎内市教育委員会4月定例会を開会します。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

#### ○ 教育長

本日の会議録署名委員の指名については、藤木委員を指名します。

---

### 日程第3 前回会議録の承認

○ 教育長

それでは、3月定例教育委員会会議録の承認について、お諮りいたします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局

(令和3年3月25日定例教育委員会会議録について説明)

○ 教育長

ただ今、事務局より3月定例教育委員会会議録について、説明がありました。何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので承認いたします。

---

### 日程第4 教育長の報告

○ 教育長

次に教育長の報告であります。日程第4の資料をご覧いただきたいと思えます。私又は教育委員の皆様が出席した会議などの報告ですが、ひとつ落ちていましたので、4月20日(火)たいない高原マラソン実行委員会をこの会場で開催したことを付け加えさせていただきます。

このことについて何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので、教育長の報告は以上で終わります。

---

### 日程第5 議 事

○ 教育長

それでは、議事に入ります。

「議第12号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について」

「専決処分の承認を求めることについて」「専第2号 令和2年度胎内市一般会計補正予算(第19号)」について審議願います。

生涯学習課長、説明をお願いします。

<議事録非公開1>

○ 教育長

以上で、「議第 12 号」の審議はいずれも承認することで終了しました。

---

日程第 6 報告

○ 教育長

次に、報告に入ります。「報告第 13 号 学区外就学・区域外就学の許可等について」学校教育課長、説明をお願いします。

<議事録非公開 2>

○ 教育長

次に、「報告第 14 号 共催・後援事業」について、生涯学習課長をお願いします。

○ 生涯学習課長

議案書 5 ページからになります。今回 2 件後援の承認したものを報告いたします。6 ページをご覧ください。新潟県高等学校体育連盟から令和 3 年度に(1)から(6)までの各大会がございまして、こちらについての共催申請があり承認いたしましたので、ご報告させていただきます。なお、胎内市ではテニスの大会が 4 月 28 日・29 日と 8 月 30 日・31 日に国際交流公園テニスコートで開催されます。また、バトミントンの大会が 11 月 12 日から 14 日までの日程で総合体育館において開催されます。

次に 8 ページをご覧ください。下越地区公民館連絡協議会から令和 3 年度下越地区公民館職員研修会の共催申請がございまして、6 月 4 日胎内市美術館で公民館職員、生涯学習・社会教育行政職員を対象とした研修会が開催されます。この共催申請につきましても承認いたしましたのでご報告いたします。以上です。

○ 教育長

ただ今の説明について何か質問等がありますでしょうか。ないようですので、次に追加資料になりますが、「報告第 15 号 胎内市学校教育及び社会教育関係団体等に対する事業費補助金交付要綱の廃止について」生涯学習課長をお願いします。

○ 生涯学習課長

追加資料の 28 ページになります。胎内市学校教育及び社会教育関係団体等に対

する事業費補助金交付要綱につきましては、市内の学校教育団体や社会教育団体等が学校教育・社会教育関係事業の推進を図るために要する事業に対し助成をするものとして、平成17年に制定し運用してきたものです。29ページの第3条に交付対象事業が掲載されておりますが、学校教育推進事業・郷土芸能伝承事業・国、県及び市指定文化財保護事業・スポーツ振興事業につきましては、それぞれ個別に補助金交付要綱を制定し運用を行っております。そのほかの社会教育推進事業・青少年健全育成事業・文化活動事業が、この要綱に基づきこれまで事業を行ってきておりましたが、この要綱に盛り込まれていない部分は、内規を作成し運用してきたところがございますので、これらを改め次に説明いたしますが、胎内市社会教育関係団体事業補助金交付要綱を改めて制定させていただきましたので、この補助金交付要綱を廃止するものでございます。以上です。

○ 教育長

何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので、次に「報告第16号 胎内市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の制定について」生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

追加資料の32ページになります。胎内市社会教育関係団体事業補助金交付要綱を定めましたので、ご報告いたします。第1条の趣旨といたしましては胎内市における社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。第2条交付対象者につきましては、教育委員会が認定した社会教育関係団体となります。第3条交付対象事業ですが、社会教育推進・青少年健全育成・文化芸術振興・体育及びレクリエーション活動のほか、市長が必要と認める事業となります。第4条補助対象経費につきましては、補助事業の実施に要する経費で、団体の経常的な運営に係る経費や飲食費、視察、慰労的な研修等に係る旅費などは対象外となります。34ページに移りまして、交付限度額につきましては20万円で、補助対象経費の2分の1、又は補助対象経費から事業に係る収入を差し引いた額のいずれか低い額といたします。また、補助金の交付回数は青少年の健全育成に資する活動を除きまして4回を限度といたします。第5条交付の条件といたしまして、収入支出を明らかにした帳簿を備え、関係書類を5年間保管することを条件といたします。第6条申請の取下げにつきましては、補助金の交付決定の日から起算して10日を経過した日までといたします。第7条交付の時期としては、原則として補助事業の完了後としております。この要綱に基づきまして今後運用を行ってまいります。以上です。

○ 教育長

何かご質問等ありますでしょうか。

○ 藤木委員

予算についてはどのように積算するのですか。

○ 生涯学習課長

予算計上前に認定団体に対して交付対象事業の希望調査を行い、その結果に基づいて予算計上させていただいております。事業実施年度には改めて申請していただきます。交付は予算の範囲内ということになります。

○ 藤木委員

交付基準に基づいて、交付対象事業の適否は誰が判断するのか。

○ 生涯学習課長

生涯学習課で判断いたします。

○ 藤木委員

第1条に「市長は」となっておりますが、市長はどういう関係があるのですか。

○ 生涯学習課長

事務は生涯学習課で行いますが、予算の権限は市長にあるということです。

○ 教育長

ほかにご質問等ありますでしょうか。ないようですので、次に「報告第17号 R2～R4 胎内市社会教育関係認定団体について」生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

追加資料の35ページになります。このたび認定団体のうち1団体が解散したことにより、認定団体数に変更となりましたので、ご報告させていただきます。36ページお開きください。R2-24の団体が解散するということです。理由といたしましてはメンバーの高齢化と新型コロナウイルス感染症により、思うように活動ができないことから解散したということでごございました。これによりまして、認定団体が35団体となりました。青少年育成団体は変わらず5団体です。以上です。

○ 教育長

何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので、「その他」社会福祉法人

胎内市社会福祉協議会理事候補者の推薦についてであります。議案書9ページからになります。10ページをご覧ください。胎内市社会福祉協議会から、理事候補者の推薦依頼がきております。これまで藤木委員が理事をしておりましたが、この6月で任期満了となります。引き続き藤木委員にお願いしたところ、了承していただけました。

皆様よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

○ 教育長

それでは藤木委員を胎内市社会福祉協議会の理事として推薦することといたします。

「その他」事務局何かありますか。

○ 事務局

先月の定例会におきまして、令和3年度三市北蒲原郡教育委員会連合協議会の総会及び研修会の日程を5月19日（水）とお知らせしたところですが、正式な案内は4月27日（火）開催の教育長部会で決定することです。今のところの事務局案としては開催する方向で進めているということです。例年であればその日の午前中に定例会を開催し、昼食をとってから出発しておりました。正式な案内が来ましたらお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いします。

---

5月定例会の日程について

○ 教育長

以上で、報告・その他が終了しました。

それでは、次回5月定例会の日程についてお諮りします。事務局案としては先程の事務局の説明であったとおり5月19日（水）午前中ということですがいかがですか。

<教育委員全員了承>

それでは、5月19日（水）一応午前10時からこの会場をお願いします。

正式な時間につきましては、令和3年度三市北蒲原郡教育委員会連合協議会の総会の開催場所及び5月の定例教育委員会の議案等の数によって変わってくると思いますので、定例会の開催通知をよく見てください。

以上で、4月定例教育委員会を閉会といたします。

午前10時30分 閉会

年 月 日

教 育 長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_